

○東京都台東区景観条例施行規則

平成15年3月10日

規則第8号

改正 平成23年8月12日規則第36号

平成24年3月21日規則第5号

平成26年3月31日規則第25号

平成27年3月31日規則第42号

平成28年3月31日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び東京都台東区景観条例（平成14年10月台東区条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、省令、条例及び法第8条第1項の規定により区が定める景観計画で使用する用語の例による。

(工作物等の範囲)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 垣、さく、金網、門、塀その他これらに類するもの
- (2) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (3) アンテナ
- (4) 受水槽、冷却塔その他これらに類するもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）

第2条第3号に規定する建築設備に該当するものを除く。以下同じ。）

- (5) 物干し場
- (6) 日よけ、雨よけ、アーケードその他これらに類するもの
- (7) 橋梁その他これに類する工作物で河川等を横断するもの
- (8) 公共交通機関の附属施設その他これらに類するもの
- (9) その他区長が指定するもの

2 条例第2条第4号に規定する規則で定める屋外広告物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) のぼりその他これに類するもの
- (2) その他区長が指定するもの

(景観計画の変更に係る軽微な変更)

第4条 条例第10条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法第8条第2項第1号、第2号若しくは第4号又は第3項に規定する事項の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項の変更

(届出書及び添付書類等)

第5条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書(第1号様式)を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、別表第1の左欄に掲げる届出対象行為の種類ごとに、同表の中欄に掲げる手続に係る同表の右欄に掲げる届出日(2以上の手続を行う場合は、最初に到来する届出日)までに行わなければならない。

3 第1項の届出書には、省令第1条第2項に規定する図書のほか、景観計画で定める法第8条第4項第2号に規定する制限に対する措置状況を記載した書類を添付するものとする。

4 省令第1条第2項第1号ニに規定する彩色が施された2面以上の立面図は、日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値を表示したものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、区長は、条例第14条第1項の規定による協議をした行為に係る第1項の届出について、省令第1条第2項に規定する図書及び第3項に掲げる書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(適用除外)

第6条 条例第12条第2項第2号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの
- (3) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く。以下同じ。)

その他これらに類するもの

- (4) 垣、さく、金網、門、塀その他これらに類するもの
- (5) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (6) アンテナ
- (7) 受水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (8) 物干し場
- (9) 日よけ、雨よけその他これらに類するもの

(10) 橋梁その他これに類する工作物で河川等を横断するもの

2 条例第12条第2項第2号の規則で定める規模は、法第16条第1項第1号に規定する行為にあつては別表第2、同項第2号に規定する行為にあつては別表第3、同項第3号に規定する行為にあつては別表第4に掲げる届出を要しない行為の規模とする。

(事前協議)

第7条 条例第14条第1項の規定による協議は、景観計画区域内における行為の事前協議書(第2号様式)に、次の表に掲げる図書を添付して行うものとする。ただし、区長が添付を要しないと認めたときは、この限りでない。

図書の種類	明示すべき事項
案内図	方位、道路及び目標となる地物
現況図	方位、事業区域の境界及び事業前の事業区域の状況
景観計画書	当該物件の景観基本設計コンセプト及び配慮事項
その他区長が必要と認める図書	景観に配慮した内容を説明するために必要な事項

2 前項の協議は、法第16条第1項の規定による届出を行う日又は条例第14条第1項に規定する屋外広告物の表示等(以下「屋外広告物の表示等」という。)を行う日の30日前までに行わなければならない。

3 条例第14条第1項の規定による協議(屋外広告物の表示等に係るものに限る。)は、別表第5に掲げる協議を要しない行為の規模である場合には、行うことを要しないものとする。

(変更届出書)

第8条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(第3号様式)を提出して行うものとする。

2 条例第14条第1項の規定による協議(屋外広告物の表示等に係るものに限る。)を行った者は、当該協議に係る事項を変更しようとするときは、景観計画区域内における行為の事前協議書(変更)(第3号の2様式)を提出して行うものとする。

(完了等報告書)

第9条 条例第19条の規定による報告は、景観計画区域内における行為の完了等報告書(第4号様式)を提出して行うものとする。

2 法第16条第1項の規定による届出に係る行為又は屋外広告物の表示等を中止したときは、速やかに景観計画区域内における行為の完了等報告書により区長に報告しなければならない。

3 区長は、第1項の景観計画区域内における行為の完了等報告書を受理したときは、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る行為又は屋外広告物の表示等の完了を確認し、当該景観計画区域内における行為の完了等報告書を提出した者に景観計画区域内における行為の完了確認通知書（第4号の2様式）を交付するものとする。

（勧告）

第10条 法第16条第3項又は条例第16条第1項の規定による勧告は、勧告書（第5号様式）により行うものとする。

（変更命令及び原状回復等命令）

第11条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書（第6号様式）により行うものとする。

2 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（第7号様式）により行うものとする。

（期間の延長）

第12条 法第17条第4項の規定による通知は、期間延長通知書（第8号様式）により行うものとする。

（公共事業景観形成指針の変更に係る軽微な変更）

第13条 条例第20条第4項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 公共事業景観形成指針の目的及び対象とする公共事業の種類の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項の変更

（公共事業の施行に関する助言）

第14条 条例第22条第1項の規則で定める者は、区が施行する公共事業の施行区域の周辺において、次の各号に掲げる行為をしようとする者とする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除く。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

（国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知）

第15条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（第9号様式）を提出して行うものとする。

2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の通知について準用する。

(景観重要建造物等の指定の提案)

第16条 法第20条第1項及び第2項並びに第29条第1項及び第2項の規定による提案は、景観重要建造物等指定提案書(第10号様式)を提出して行うものとする。

(景観重要建造物等の非指定の通知)

第17条 法第20条第3項及び第29条第3項の規定による通知は、景観重要建造物等非指定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第18条 法第21条第1項及び第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定通知書(第12号様式)により行うものとする。

2 法第21条第1項の規定による通知は、省令第8条第1項第6号に掲げる事項を示す縮尺2,500分の1以上の図面を添付して行うものとする。

(景観重要建造物等の標識の設置)

第19条 法第21条第2項及び第30条第2項に規定する標識は、景観重要建造物等の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

(景観重要建造物等の現状変更許可の申請等)

第20条 法第22条第1項及び第31条第1項の許可の申請は、景観重要建造物等の現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要建造物等現状変更許可申請書(第13号様式)を提出して行うものとする。

2 区長は、法第22条第1項及び第31条第1項の許可をしたときは、景観重要建造物等現状変更許可書(第14号様式)により通知するものとする。

(景観重要建造物等の原状回復等命令)

第21条 法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令は、景観重要建造物等原状回復等命令書(第15号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物等の管理の方法の基準)

第22条 条例第24条第1項第4号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物が滅失又はき損するおそれがあると認めるときは、直ちに区長と協議して当該景観重要建造物の滅失又はき損を防ぐ措置を講じること。
- (2) 景観重要建造物をき損するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹を速やかに伐採すること。

2 条例第24条第2項第4号に規定する規則で定める基準は、景観重要樹木を枯死させるおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹を速やかに伐採することとする。

(景観重要建造物等の滅失等の届出)

第23条 条例第25条の規定による届出は、景観重要建造物等の全部又は一部が滅失し、又はき損（景観重要樹木にあつては、枯死）した事実を知った日から10日以内に、景観重要建造物等滅失等届出書（第16号様式）を提出して行うものとする。

(景観重要建造物等の所有者の変更等の届出)

第24条 条例第26条第1項の規定による届出は、景観重要建造物等所有者変更届出書（第17号様式）を提出して行うものとする。

2 条例第26条第2項の規定による届出は、景観重要建造物等氏名等変更届出書（第18号様式）を提出して行うものとする。

(景観重要建造物等の管理に関する命令又は勧告)

第25条 法第26条及び第34条の規定による命令は、景観重要建造物等の管理に関する命令書（第19号様式）により行うものとする。

2 法第26条及び第34条の規定による勧告は、景観重要建造物等の管理に関する勧告書（第20号様式）により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の解除)

第26条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知及び法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書（第21号様式）により行うものとする。

(景観まちづくり協定の認定の申請)

第27条 条例第30条第1項の規定による景観まちづくり協定の認定の申請は、景観まちづくり協定を締結した者の代表者（以下「景観まちづくり協定代表者」という。）が景観まちづくり協定認定申請書（第22号様式）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 景観まちづくり協定書
- (2) 景観まちづくり協定区域を表示する図書
- (3) その他区長が必要と認める書類

(景観まちづくり協定の認定等の通知)

第28条 区長は、前条の申請を審査し、景観まちづくり協定を認定したときは景観まちづくり協定認定通知書（第23号様式）により、景観まちづくり協定を認定しなかったときはその旨を記載した文書により、景観まちづくり協定代表者に通知するものとする。

(景観まちづくり協定の変更の届出)

第29条 条例第30条第4項の規定による景観、まちづくり協定の変更の届出は、景観まちづくり協定代表者が景観まちづくり協定変更届出書(第24号様式)に、区長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

- 2 区長は、前項の届出を審査し、変更後の景観まちづくり協定を認定したときは景観まちづくり協定変更認定通知書(第25号様式)により、変更後の景観まちづくり協定を認定しなかったときは景観まちづくり協定認定取消通知書(第26号様式)により、景観まちづくり協定代表者に通知するものとする。

(景観まちづくり協定の廃止の届出)

第30条 条例第30条第4項の規定による景観まちづくり協定の廃止の届出は、景観まちづくり協定代表者が景観まちづくり協定廃止届出書(第27号様式)に、区長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

- 2 区長は、前項の届出を受理したときは、景観まちづくり協定認定取消通知書により、景観まちづくり協定代表者に通知するものとする。

(景観協定の認可の申請等)

第31条 法第81条第1項の規定により景観協定を締結しようとする者は、同条第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 景観協定の名称
- (2) 景観協定の目的
- (3) 景観協定を締結した者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- (4) 景観協定を締結した者の代表者(以下「景観協定代表者」という。)の氏名
- (5) その他区長が必要と認める事項

- 2 法第81条第4項の認可の申請は、景観協定代表者が景観協定認可申請書(第28号様式)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 法第81条第2項各号及び前項各号に掲げる事項を記載した書面
- (2) 景観協定区域を表示する図面
- (3) 申請者が景観協定代表者であることを証する書類
- (4) 景観協定を締結した者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに景観協定に関する合意を示す書類並びに印鑑登録証明書(法人にあつては、印鑑証明書)及び登記事項証明書(これらの書類

がない場合は、本人又は権利者であることを証する書類)

- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類  
(景観協定の認可等の通知)

第32条 区長は、前条第2項の申請を審査し、法第83条第1項の規定により認可したときは景観協定認可通知書(第29号様式)により、認可しなかったときはその旨を記載した文書により、景観協定代表者に通知するものとする。

(景観協定の変更の申請)

第33条 法第84条第1項の規定による認可の申請は、景観協定代表者が景観協定変更認可申請書(第30号様式)に、区長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

- 2 区長は、前項の申請を審査し、法第84条第2項において準用する法第83条第1項の規定により認可したときは景観協定変更認可通知書(第31号様式)により、認可をしなかったときは景観協定変更不認可通知書(第32号様式)により、景観協定代表者に通知するものとする。

(景観協定の廃止の申請)

第34条 法第88条第1項の規定による認可の申請は、景観協定代表者が景観協定廃止認可申請書(第33号様式)に、区長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

- 2 区長は、前項の申請を審査し、景観協定の廃止の認可をしたときは景観協定廃止認可通知書(第34号様式)により、認可をしなかったときは景観協定廃止不認可通知書(第35号様式)により、景観協定代表者に通知するものとする。

(景観形成団体の認定の申請)

第35条 条例第32条第1項の規定による景観形成団体(以下「団体」という。)の認定の申請は、当該団体の代表者(以下「団体代表者」という。)が景観形成団体認定申請書(第36号様式)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 次に掲げる事項を内容とする団体規約

ア 目的

イ 名称

ウ 事務所の所在地

エ 活動の内容

オ 団体構成員に関する事項

カ 役員の定数、任期、職務の分担及び選挙又は選任に関する事項

- (2) 構成員及び役員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所



在地)に関する書類

(3) その他区長が必要と認める書類

(団体の認定の通知)

第36条 区長は、前条の申請を審査し、団体を認定したときは景観形成団体認定通知書(第37号様式)により、認定しなかったときはその旨を記載した文書により、団体代表者に通知するものとする。

(団体の認定事項の変更の届出)

第37条 条例第32条第4項の規定による団体の認定事項の変更の届出は、団体代表者が景観形成団体認定事項変更届出書(第38号様式)に、区長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

- 2 区長は、前項の届出を審査し、届出の内容が条例第32条第2項に掲げる要件に該当すると認めるときは景観形成団体変更認定通知書(第39号様式)により、該当しないと認めるときは景観形成団体認定取消通知書(第40号様式)により、団体代表者に通知するものとする。

(団体の解散の届出)

第38条 条例第32条第4項の規定による団体の解散の届出は、景観形成団体解散届出書(第41号様式)に、区長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

- 2 区長は、前項の届出を受理したときは、景観形成団体認定取消通知書により、団体代表者に通知するものとする。

(委任)

第39条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成23年8月12日規則第36号)

この規則は、平成23年8月15日から施行する。

付 則(平成24年3月21日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年3月31日規則第25号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月31日規則第42号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区景観条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成28年3月31日規則第44号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 届出対象行為の届出日 (第5条、第15条関係)

届出対象行為の種類	手続		届出日
法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の30日前
		第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前
		第43条第1項ただし書その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の30日前
		第44条第1項第3号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の30日前
		第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の30日前
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号)	第17条第1項の計画の認定の申請	申請の日の30日前
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号)	第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請	申請の日の30日前
密集市街地における防災	第116条第1項の規定による	申請の日の30日前	

	街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）	許可の申請	
	環境影響評価法（平成9年法律第81号）	第15条の規定による準備書等の送付	送付の日
	東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）	第48条の規定による評価書案等の提出	提出の日
	行為の着手		着手する日の30日前
法第16条第1項第2号の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第88条第1項又は第2項において準用する第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の30日前
	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請（第4条第11項の特定工作物に係るものに限る。）	申請の日
	行為の着手		着手する日の30日前
法第16条第1項第3号の都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
		第34条の2第1項の規定による開発行為の協議	協議の日
	行為の着手		着手する日の30日前

別表第2 法第16条第1項第1号（建築物の建築等）に係る届出を要しない行為の規模（第6条関係）

景観計画の区域内において定められた地区	届出を要しない行為の規模
隅田川景観基本軸、神田川景観基本軸、浅草通り景観基本軸、雷門通り景観基本軸、中央通り景観	建築物の高さが15メートル未満で、かつ、延べ面積が1,000平方メートル未満のも

基本軸、上野恩賜公園周辺景観形成特別地区、旧岩崎邸庭園景観形成特別地区、浅草寺周辺景観形成特別地区及び浅草六区地区景観形成特別地区並びに景観計画の区域内で景観基本軸及び景観形成特別地区以外の地域（以下「一般地域」という。）のうち下町景観形成地域	の
一般地域のうち景観育成地区（谷中地域）	建築物の高さが10メートル未満で、かつ、延べ面積が500平方メートル未満のもの

別表第3 法第16条第1項第2号（工作物の建設等）に係る届出を要しない行為の規模（第6条関係）

景観計画の区域内において定められた地区	工作物の種類		届出を要しない行為の規模
隅田川景観基本軸及び神田川景観基本軸	第6条第1項第1号に掲げる工作物	煙突	工作物の高さが6メートル以下のもの
		RC造の柱、鉄柱、木柱等	工作物の高さが15メートル以下のもの
		広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等	工作物の高さが4メートル以下のもの
		高架水槽、物見塔等	工作物の高さが8メートル以下のもの
		擁壁	工作物の高さが2メートル以下のもの
	第6条第1項第2号及び第3号に掲げる工作物		工作物の高さが15メートル未満で、かつ、築造面積が1,000平方メートル未満のもの
	第6条第1項第4号に掲げる工作物		工作物の高さが2メートル未満又は長さが10メートル未満のもの
第6条第1項第5号及び第6号に掲げる工作物		工作物の高さが4メートル	

	物		未満のもの
	第6条第1項第7号に掲げる工作物		工作物の高さが6メートル未満のもの
	第6条第1項第8号及び第9号に掲げる工作物		工作物の高さが2メートル未満又は長さが10メートル未満のもの
浅草通り景観基本軸、雷門通り景観基本軸、中央通り景観基本軸、上野恩賜公園周辺景観形成特別地区、旧岩崎邸庭園景観形成特別地区、浅草寺周辺景観形成特別地区、浅草六区地区景観形成特別地区及び一般地域のうち下町景観形成地域	第6条第1項第1号に掲げる工作物	煙突	工作物の高さが6メートル以下のもの
		RC造の柱、鉄柱、木柱等	工作物の高さが15メートル以下のもの
		広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等	工作物の高さが4メートル以下のもの
		高架水槽、物見塔等	工作物の高さが8メートル以下のもの
		擁壁	工作物の高さが2メートル以下のもの
区及び一般地域のうち下町景観形成地域	第6条第1項第2号及び第3号に掲げる工作物		工作物の高さが15メートル未満で、かつ、築造面積が1,000平方メートル未満のもの
	第6条第1項第4号に掲げる工作物		工作物の高さが2メートル未満又は長さが10メートル未満のもの
	第6条第1項第5号及び第6号に掲げる工作物		工作物の高さが4メートル未満のもの
	第6条第1項第7号に掲げる工作物		工作物の高さが6メートル未満のもの
	第6条第1項第8号及び第9号に掲げる工作物		工作物の高さが2メートル未満又は長さが10メートル未満のもの

	第6条第1項第10号に掲げる工作物	すべてのもの	
一般地域のうち景観育成地区（谷中地域）	第6条第1項第1号に掲げる工作物	煙突	工作物の高さが6メートル以下のもの
		RC造の柱、鉄柱、木柱等	工作物の高さが15メートル以下のもの
		広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等	工作物の高さが4メートル以下のもの
		高架水槽、物見塔等	工作物の高さが8メートル以下のもの
		擁壁	工作物の高さが2メートル以下のもの
	第6条第1項第2号及び第3号に掲げる工作物	工作物の高さが10メートル未満で、かつ、築造面積が500平方メートル未満のもの	
	第6条第1項第4号に掲げる工作物	工作物の高さが2メートル未満又は長さが10メートル未満のもの	
第6条第1項第5号及び第6号に掲げる工作物	工作物の高さが4メートル未満のもの		
第6条第1項第7号に掲げる工作物	工作物の高さが6メートル未満のもの		
第6条第1項第8号及び第9号に掲げる工作物	工作物の高さが2メートル未満又は長さが10メートル未満		
	第6条第1項第10号に掲げる工作物	すべてのもの	

別表第4 法第16条第1項第3号（開発行為）に係る届出を要しない行為の規模（第6条関係）

景観計画の区域内において定められた地区	届出を要しない行為の規模
隅田川景観基本軸、神田川景観基本軸、浅草通り	都市計画法第4条第13項に規定する開発

景観基本軸、雷門通り景観基本軸、中央通り景観基本軸、上野恩賜公園周辺景観形成特別地区、隅田公園周辺景観形成特別地区、浅草寺周辺景観形成特別地区、浅草六区地区景観形成特別地区及び一般地域	区域の面積が500平方メートル未満のもの
旧岩崎邸庭園景観形成特別地区	すべてのもの

別表第5 条例第14条第1項の規定による協議（屋外広告物の表示等に係るものに限る。）  
を要しない行為の規模（第7条関係）

景観計画の区域内において定められた地区	協議を要しない行為の規模
すべての地域	1つの建築物に表示する表面積が10平方メートル未満のもの

景観計画区域内における行為の届出書	
年 月 日	
東京都台東区長	殿
届出者(事業主)住 所	
氏 名	
印	
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
景観法第16条第1項の規定により届け出ます。	
(事前協議 受付 年 月 日 第 号)	
※台東区受付欄	
(注意)	
1 ※欄には、記入しないでください。	
2 設計又は施工方法を変更する場合は、景観計画区域内における行為の変更届出書（第3号様式）により速やかに届出をしてください。	
3 大規模建築物等の建築等に係る案件で、東京都と事前協議した場合は、事前協議図書の写しを一式添付してください。	
4 行為の完了後は、景観計画区域内における行為の完了等報告書（第4号様式）に※竣工写真等を添えて速やかに報告をしてください。	
※竣工写真等	
竣工写真 ①2方向以上で届出対象物と周辺の街並みとの関係が分かるもの	
②建築物の場合は、各立面が分かるもの	
配 置 図 撮影位置及び方向を図示したもの	



工 事 件 名				
1	住 居 表 示	東京都台東区		
	行 為 の 場 所 地 域 の 別	<input type="checkbox"/> 景観基本軸（ <input type="checkbox"/> 隅田川 <input type="checkbox"/> 神田川 <input type="checkbox"/> 浅草通り <input type="checkbox"/> 雷門通り <input type="checkbox"/> かっぱ橋本通り <input type="checkbox"/> 中央通り） <input type="checkbox"/> 景観形成特別地区 上野恩賜公園周辺（ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D ゾーン） <input type="checkbox"/> 景観形成特別地区（ <input type="checkbox"/> 旧岩崎邸 <input type="checkbox"/> 隅田公園周辺 <input type="checkbox"/> 浅草寺周辺 <input type="checkbox"/> 浅草六区地区） <input type="checkbox"/> 景観育成地区（谷中地域） <input type="checkbox"/> 下町景観形成地域（ <input type="checkbox"/> 北西部地域 <input type="checkbox"/> 北部地域 <input type="checkbox"/> 中部地域 <input type="checkbox"/> 南部地域）		
2	届出対象行為 届出対象行為の種類、設計又は施工方法	届出対象行為の内容		
		区 分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
		用途	高さ m 階数 階	
		敷地面積 m <sup>2</sup>	延べ面積 m <sup>2</sup>	
		(1)建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	外壁色彩のマンセル値	外壁基本色 色相( )/明度( )/彩度( ) 色相( )/明度( )/彩度( )
				強調色 色相( )/明度( )/彩度( )
				アクセント色 色相( )/明度( )/彩度( )
				屋根色 色相( )/明度( )/彩度( )
		(大規模建築物等の建築等に係る事前協議案件の場合) 事前協議書受付番号： 第 号 年 月 日		
		(2)工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区 分	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)
			用途	築造面積 m <sup>2</sup>
			高さ	m
外観色彩のマンセル値	外観基本色 色相( )/明度( )/彩度( )			
(3)都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)	開発区域の面積	構築する施設 m <sup>2</sup>		
	法面及び擁壁の高さ	法面及び擁壁の長さ m		

(3面)

3 行為の期間		着手予定日	年	月	日
		完了予定日	年	月	日
4 景観に関する情報の提供	種 別	<input type="checkbox"/> 説明会( 回) <input type="checkbox"/> 個別訪問 <input type="checkbox"/> その他( )			
	情報提供を行った日又は期間	年	月	日～	人数 人
		年	月	日	
	使用した図書				
	出された意見及びそれに対する措置				
5 備考					

第2号様式(第7条関係)

景観計画区域内における行為の事前協議書										
東京都台東区長 殿					年 月 日					
					住 所 氏名(事業主) 電 話 番 号 ( )		印			
東京都台東区景観条例第14条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。										
工 事 件 名										
行為地の住居表示		東京都台東区								
地域の別(名称)		<input type="checkbox"/> 景観基本軸 ( <input type="checkbox"/> 隅田川 <input type="checkbox"/> 神田川 <input type="checkbox"/> 浅草通り <input type="checkbox"/> 雷門通り <input type="checkbox"/> かっぱ橋本通り <input type="checkbox"/> 中央通り ) <input type="checkbox"/> 景観形成特別地区 上野恩賜公園周辺( <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D ゾーン ) <input type="checkbox"/> 景観形成特別地区 ( <input type="checkbox"/> 旧岩崎邸 <input type="checkbox"/> 隅田公園周辺 <input type="checkbox"/> 浅草寺周辺 <input type="checkbox"/> 浅草六区地区 ) <input type="checkbox"/> 景観育成地区 ( 谷中地域 ) <input type="checkbox"/> 下町景観形成地域 ( <input type="checkbox"/> 北西部地域 <input type="checkbox"/> 北部地域 <input type="checkbox"/> 中部地域 <input type="checkbox"/> 南部地域 )								
工事予定年月日		年 月 日 から 年 月 日 まで		確認申請予定年月日		年 月 日				
設 計 者	住 所					電話番号				
	事務所名					担当者				
連 絡 者	住 所					電話番号				
	会社名					担当者				
都市計画等の地域指定	用 途 地 域	<input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用 <input type="checkbox"/> 第一種住居 <input type="checkbox"/> 第二種住居 <input type="checkbox"/> 準工業								
	そ の 他	<input type="checkbox"/> 地区計画 ( ) <input type="checkbox"/> 景観まちづくり協定 ( ) <input type="checkbox"/> 建築協定 ( ) <input type="checkbox"/> 景観協定 ( )								
対象行為	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更( <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更 )								
	<input type="checkbox"/> 屋外広告物	<input type="checkbox"/> 表示 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 外観の変更( <input type="checkbox"/> 色彩変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 表示方法変更 )								
建築物の概要	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>		延 べ 床 面 積		m <sup>2</sup>		建 築 物 の 高 さ		m
	構 造 ・ 規 模	<input type="checkbox"/> RC <input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> SRC <input type="checkbox"/> W造 地上 階 地下 階				緑 化		<input type="checkbox"/> 地表部 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 屋上		
	建 物 用 途	<input type="checkbox"/> 共同住宅(住戸数 戸) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他( )								
工作物の概要	工 作 物 の 種 類	1) 建築基準法第88条に規定する工作物 <input type="checkbox"/> 高さ6m超の煙突 <input type="checkbox"/> 高さ15m超の鉄塔等 <input type="checkbox"/> 高さ4m超の広告塔等 <input type="checkbox"/> 高さ8m超の高架水槽等 <input type="checkbox"/> その他、確認申請を必要とする工作物								
		2) 東京都台東区景観条例で定めるその他の工作物 <input type="checkbox"/> 高さ2m以上かつ長さ10m以上の門、塀等 <input type="checkbox"/> 高さ4m以上の街灯、アンテナ等 <input type="checkbox"/> 高さ6m以上の受水槽等 <input type="checkbox"/> 河川を横断する橋梁その他これに類するもの <input type="checkbox"/> アーケード <input type="checkbox"/> 公共交通機関の附属施設 <input type="checkbox"/> その他の工作物( )								
開 発 行 為 の 種 別		<input type="checkbox"/> 切土 <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> その他( )								
屋 外 広 告 物 の 概 要	種 類	<input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> 壁面看板 <input type="checkbox"/> 袖看板 <input type="checkbox"/> その他( )				数 量				
	主 な 表 示 内 容					表示面積		m <sup>2</sup>		

第3号様式（第8条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

東京都台東区長 殿

届出者(事業主)住 所

氏 名 印

〔 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第16条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 事前協議	受 付 年 月 日 第 号	
2 行為の場 所	工 事 件 名	
	住 居 表 示	東京都台東区
	地 域 の 別	<input type="checkbox"/> 景観基本軸( <input type="checkbox"/> 隅田川 <input type="checkbox"/> 神田川 <input type="checkbox"/> 浅草通り <input type="checkbox"/> 雷門通り <input type="checkbox"/> かっぱ橋本通り <input type="checkbox"/> 中央通り ) <input type="checkbox"/> 景観形成特別地区 上野恩賜公園周辺( <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D ゾーン ) <input type="checkbox"/> 景観形成特別地区 ( <input type="checkbox"/> 旧岩崎邸 <input type="checkbox"/> 隅田公園周辺 <input type="checkbox"/> 浅草寺周辺 <input type="checkbox"/> 浅草六区地区 ) <input type="checkbox"/> 景観育成地区 (谷中地域) <input type="checkbox"/> 下町景観形成地域 ( <input type="checkbox"/> 北西部地域 <input type="checkbox"/> 北部地域 <input type="checkbox"/> 中部地域 <input type="checkbox"/> 南部地域 )
3 設計又は施工方法の変更の概要	変更前	変更後
4 変更理由		

※台東区受付欄

(注意)

- 1 ※欄には、記入しないでください。
- 2 設計又は施工方法の変更の内容がわかる書類及び図書を添付してください。

第3号の様式(第8条関係)

景観計画区域内における行為の事前協議書(変更)			
東京都台東区長 殿		年 月 日	
		住 所 氏 名 電話番号 ( )	
		印	
東京都台東区景観条例第14条第1項の規定による協議に係る事項について、変更したいので次のとおり関係図書を添えて届け出ます。			
事前協議	受付 年 月 日 第 号		
工 事 件 名			
行為地の住居表示	東京都台東区		
地 域 の 別	<input type="checkbox"/> 景観基本軸(□隅田川 □神田川 □浅草通り □雷門通り □かっぱ橋本通り □中央通り) <input type="checkbox"/> 景観形成特別地区 上野恩賜公園周辺(□A □B □C □D ゾーン) <input type="checkbox"/> 景観形成特別地区(□旧岩崎邸 □隅田公園周辺 □浅草寺周辺 □浅草六区地区) <input type="checkbox"/> 景観育成地区(谷中地域) <input type="checkbox"/> 下町景観形成地域(□北西部地域 □北部地域 □中部地域 □南部地域)		
着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
設計者	住 所	電話番号	
	事務所名	担当者	
連絡者	住 所	電話番号	
	会社名	担当者	
都市計画等の地域指定	用途地域	その他	
屋 外 広 告 物 の 概 要	種 類		数 量
	主 な 表 示 内 容		表示面積 m <sup>2</sup>
	色 彩		
	主 な 変 更 点		

第4号様式(第9条関係)

景観計画区域内における行為の完了等報告書 年 月 日 東京都台東区長 殿 住 所 氏 名 電話番号 ( ) 印 東京都台東区景観条例第19条の規定により、届け出た行為を(完了)したので、次のとおり報告します。	
事前協議	受付 年 月 日 第 号
工 事 件 名	
行為地の住居表示	東京都台東区
着 手 年 月 日	年 月 日
完了・中止年月日	年 月 日
中 止 の 理 由	
備 考	※竣工写真等 ・竣工写真 ①2方向以上で届出対象物と周辺の街並みとの関係が分かるもの ②建築物の場合は、各立面が分かるもの ・配置図 撮影位置及び方向を図示したもの

第4号の2様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

景観計画区域内における行為の完了確認通知書

様

東京都台東区長 印

東京都台東区景観条例第19条の規定により報告された行為の完了を確認しましたので、  
東京都台東区景観条例施行規則第9条第3項の規定により通知します。

記

1. 協議番号
2. 工事件名
3. 行為地の住居表示 東京都台東区

第5号様式(第10条関係)

勸 告 書

第 年 月 日 号

様

東京都台東区長

印

景観法第16条第3項  
東京都台東区景観条例第16条第1項 の規定により、 年 月 日付けで  
届出のあった行為について、下記の措置をとることを勧告します。

なお、この勧告に従わない場合は、東京都台東区景観条例第16条第3項の規定により、  
氏名又は名称その他必要な事項を公表する場合があります。

記

1 届出のあった行為

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先



第6号様式(第11条関係)

(表)

変 更 命 令 書		
	第	号
	年	日
様		
	東京都台東区長	印
<p>年 月 日付で届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項の規定により、下記の措置をとることを命じます。</p> <p>なお、この命令に従わない場合は、同法第102条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。</p>		
記		
1	届出のあった行為	
2	適合しないと認められる理由	
3	とるべき措置	
4	履行期限	年 月 日
5	報告期限	年 月 日
6	報告先	
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。		

(裏)

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式(第11条関係)

(表)

原 状 回 復 等 命 令 書		
	第	号
	年	月 日
様		
	東京都台東区長	印
<p>第 号により通知した変更命令に係る行為については、景観法第17条第5項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。</p> <p>なお、この命令に従わない場合は、同法第101条の規定により、1年以下の懲戒又は50万円以下の罰金に処されることがあります。</p>		
記		
1	原状回復等命令の対象となる行為	
2	命令の理由	
3	とるべき措置	
4	履行期限	年 月 日
5	報告期限	年 月 日
6	報告先	
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。		

(裏)

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式(第12条関係)

期 間 延 長 通 知 書

第 年 月 日 号

様

東京都台東区長

印

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第4項の規定により、下記のとおり期間を延長したので、通知します。

記

1 届出のあった行為

2 延長する期間

年 月 日から 年 月 日まで( 日間)

3 延長の理由

景観計画区域内における行為の通知書	
年 月 日	
東京都台東区長 殿	
通知者(事業主)住 所	
氏 名	
印	
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
景観法第16条第5項の規定により通知します。	
(事前協議 受付 年 月 日 第 号)	
※台東区受付欄	
(注意)	
1 ※欄には、記入しないでください。	
2 設計又は施工方法を変更する場合は、景観計画区域内における行為の変更届出書（第3号様式）により通知をしてください。	
3 大規模建築物等の建築等に係る案件で、東京都と事前協議した場合は、事前協議図書の写しを一式添付してください。	
4 行為の完了後は、景観計画区域内における行為の完了等報告書（第4号様式）に※竣工写真等を添えて速やかに報告をしてください。	
※竣工写真等	
竣工写真 ①2方向以上で対象物と周辺の街並みとの関係が分かるもの	
②建築物の場合は、各立面が分かるもの	
配置図 撮影位置及び方向を図示したもの	

工 事 件 名					
1	住居表示	東京都台東区			
	行為の場所	<input type="checkbox"/> 景観基本軸（ <input type="checkbox"/> 隅田川 <input type="checkbox"/> 神田川 <input type="checkbox"/> 浅草通り <input type="checkbox"/> 雷門通り <input type="checkbox"/> かっぱ橋本通り <input type="checkbox"/> 中央通り） <input type="checkbox"/> 景観形成特別地区 上野恩賜公園周辺（ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D ゾーン） <input type="checkbox"/> 景観形成特別地区（ <input type="checkbox"/> 旧岩崎邸 <input type="checkbox"/> 隅田公園周辺 <input type="checkbox"/> 浅草寺周辺 <input type="checkbox"/> 浅草六区地区） <input type="checkbox"/> 景観育成地区（谷中地域） <input type="checkbox"/> 下町景観形成地域（ <input type="checkbox"/> 北西部地域 <input type="checkbox"/> 北部地域 <input type="checkbox"/> 中部地域 <input type="checkbox"/> 南部地域）			
2	届出対象行為の種類、設計又は施工方法	届出対象行為の内容			
		区 分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)		
		用途	高さ m 階数 階		
		敷地面積 m <sup>2</sup>	延べ面積 m <sup>2</sup>		
		(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	外壁色彩のマンセル値	外壁基本色 色相( )/明度( )/彩度( ) 色相( )/明度( )/彩度( )	
				強調色 色相( )/明度( )/彩度( )	
				アクセント色 色相( )/明度( )/彩度( )	
				屋根色 色相( )/明度( )/彩度( )	
				(大規模建築物等の建築等に係る事前協議案件の場合) 事前協議書受付番号： 第 号 年 月 日	
		(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区 分	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
用途	築造面積 m <sup>2</sup>				
高さ	m				
外観色彩のマンセル値	外観基本色 色相( )/明度( )/彩度( )				
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)	開発区域の面積	m <sup>2</sup>	構築する施設		
	法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ m		

(3面)

3 行為の期間		着手予定日	年	月	日
		完了予定日	年	月	日
4 景観に関する情報の提供	種 別	<input type="checkbox"/> 説明会( 回) <input type="checkbox"/> 個別訪問 <input type="checkbox"/> その他( )			
	情報提供を行った日又は期間	年	月	日～	人数 人
		年	月	日	
	使用した図書				
	出された意見及びそれに対する措置				
5 備考					



第10号様式(第16条関係)

(表)

景 観 重 要 建 造 物 等 指 定 提 案 書	
年 月 日	
東京都台東区長	殿
提案者	住 所
	氏 名
	印
	〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕
景観法	第20条第1項 第20条第2項 第29条第1項 第29条第2項
	の規定により裏面の
	建築物を景観重要建築物 樹木を景観重要樹木
	に指定する
ことを提案します。	
※1台東区受付欄	
(注意)	
1 ※1欄には、記入しないでください。	
2 当該建築物の敷地及び位置(樹木にあつては位置)並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、道路その他の公共の場所から撮影した当該建築物・樹木の写真、景観法第20条第1項の合意若しくは同条第2項の同意又は法第29条第1項の合意若しくは同条第2項の同意を得たことを証する書類を添付してください。	

(裏)

1	建造物の名称 樹木の樹種	
2	建造物の所在地 樹木	
3	所有者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事 務所の所在地、名称及び代 表者の氏名)	
4	建造年 樹齢	元号 年(西暦 年) / 樹齢 年
5	※2 設計者	
6	※3 施工者	
7	外観の 樹容の 特徴	
8	提案理由 (景観上の重要性など)	

(注意)  
※2、※3印の欄については、建造物の場合のみ記入してください。

第11号様式(第17条関係)

景 観 重 要 建 造 物 等 非 指 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

東京都台東区長

印

第20条第1項  
第20条第2項  
第29条第1項  
第29条第2項  
景観法 の規定により景観重要建造物等の指定の提案があった 建造物  
樹 木

については、指定しないこととしたので、同条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 建造物の名称・樹木の樹種
- 2 建造物・樹木の所在地
- 3 提案年月日                      年              月              日
- 4 建造物・樹木の所有者の氏名及び住所
- 5 指定しない理由

第12号様式(第18条関係)

景 観 重 要 建 造 物 等 指 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

東京都台東区長 印

景観法 第19条第1項 の規定により下記の 建造物を景観重要建造物 に指定した  
第28条第1項 の規定により下記の 樹木を景観重要樹木 に指定した  
ので、通知します。

記

- 1 建造物の名称・樹木の樹種
  - 2 建造物・樹木の所在地
  - 3 指定番号 号
  - 4 指定年月日 年 月 日
  - 5 建造物・樹木の所有者の氏名及び住所
  - 6 指定の理由となった外観・樹容の特徴
  - 7 景観法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲(建造物の場合)
- 別添のとおり

第13号様式(第20条関係)

景 観 重 要 建 造 物 等 現 状 変 更 許 可 申 請 書	
	年 月 日
東京都台東区長	殿
住 所 申請者 氏 名	
印	
(法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)	
景観重要建造物 の現状変更の許可を受けたいので、景観法 第22条第1項 の規定に 景観重要樹木 の現状変更の許可を受けたいので、景観法 第31条第1項 の規定に より下記のとおり申請します。	
記	
建造物の名称・樹木の樹種	
建造物・樹木の所在地	
指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
現 状 変 更 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 種 類	
設 計 方 法 又 は 施 工 方 法	
現 状 変 更 の 理 由	
設計者の住所及び氏名※ (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)	
施工者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日
(注意) 当該行為の設計仕様書及び設計図、当該建造物の敷地及び位置(樹木にあつては位置)並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、当該建造物・樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真、申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書を添付してください。 ※については、建造物の場合のみ記入してください。	

第14号様式(第20条関係)

景 観 重 要 建 造 物 等 現 状 変 更 許 可 書

第 号  
年 月 日

様

東京都台東区長 印

年 月 日付で申請のあった 景観重要建造物  
景観重要樹木の現状変更につい  
ては、景観法 第22条第1項  
第31条第1項 の規定により下記のとおり許可します。

記

- 1 建造物の名称・樹木の樹種
- 2 建造物・樹木の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 現状変更の場所
- 6 現状変更行為の種類
- 7 設計方法又は施工方法
- 8 着手予定日 年 月 日
- 9 完了予定日 年 月 日
- 10 許可の条件

第15号様式(第21条関係)

(表)

景 観 重 要 建 造 物 等 原 状 回 復 等 命 令 書		
	第	号
	年	月 日
様		
	東京都台東区長	印
第22条第1項の規定 第22条第3項の規定により許可に付された条件 第31条第1項の規定 第31条第2項において準用する第22条第3項の規定により許 可に付された条件		
あなたが行った行為は、景観法	第23条第1項 第32条第1項において準用する第23条第1項	の規定により、下記
に違反しているので、同法 第32条第1項において準用する第23条第1項 の規定により、下記 のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。		
なお、この命令に従わない場合は、景観法第103条の規定により、30万円以下の罰金に処され ることがあります。		
記		
1	原状回復等命令の対象となる景観重要建造物の名称・景観重要樹木の樹種及び指定番号	
2	命令の理由	
3	とるべき措置	
4	履行期限	年 月 日
5	報告期限	年 月 日
6	報告先	
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。		

(裏)

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



第16号様式(第23条関係)

景 観 重 要 建 造 物 等 滅 失 等 届 出 書

年 月 日

東京都台東区長 殿

住所  
届出者 氏 名 印  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり 景観重要建造物 滅失  
景観重要樹木 が き損したので、東京都台東区景観条例第25条  
枯死  
の規定により届け出ます。

記

建造物の名称・樹木の樹種	
建造物・樹木の所在地	
指 定 番 号	号
滅失・き損・枯死の事 実が生じた日	年 月 日
滅失・き損・枯死の原因	
き損の場所及び程度 (き損の場合のみ)	
滅失・き損・枯死の事 実を知った日	年 月 日
滅失・き損・枯死の後にとられ た措置その他参考となる事項	

第17号様式(第24条関係)

景 観 重 要 建 造 物 等 所 有 者 変 更 届 出 書

年 月 日

東京都台東区長 殿

住所  
届出者 氏 名 印  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり 景観重要建造物 景観重要樹木 の所有者が変更したので、東京都台東区景観条例第26条第1項の規定により届け出ます。

記

建造物の名称・樹木の樹種	
建造物・樹木の所在地	
指 定 番 号	号
変更前の所有者の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称〕	
変更後の所有者の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称〕	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

第18号様式(第24条関係)

景 観 重 要 建 造 物 等 氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

東京都台東区長 殿

届出者 住 所  
氏 名 印  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり 景観重要建造物 景観重要樹木 の所有者の氏名等を変更したので、東京都台東区景観条例第26条第2項の規定により届け出ます。

記

建造物の名称・樹木の樹種	
建造物・樹木の所在地	
指 定 番 号	号
所有者の変更前の住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	
所有者の変更後の住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	
所有者の変更前の氏名 〔法人にあつては、その名称〕	
所有者の変更後の氏名 〔法人にあつては、その名称〕	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

第19号様式(第25条関係)

(表)

景 観 重 要 建 造 物 等 の 管 理 に 関 す る 命 令 書		
	第	号
	年 月 日	
様		
	東京都台東区長	印
あなたが所有又は管理する	景観重要建造物 景観重要樹木	は、管理が適当でないため滅失、 管理が東京都台東区景観条例に
又はき損するおそれがある 従って適切に行われていない	と認められるため、景観法第26条の規定により下記の措	
置をとることを命じます。		
なお、この命令に従わない場合は、景観法第105条の規定により、30万円以下の過料に 処されることがあります。		
記		
1	命令の対象となる景観重要建造物の名称・景観重要樹木の樹種及び指定番号	
2	命令の理由	
3	とるべき措置	
4	履行期限	年 月 日
5	報告期限	年 月 日
6	報告先	
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。		

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第20号様式(第25条関係)

景 観 重 要 建 造 物 等 の 管 理 に 関 す る 勧 告 書

第 号  
年 月 日

様

東京都台東区長 印

あなたが所有又は管理する 景観重要建造物 又は 景観重要樹木 は、 管理が適当でないため滅失し、  
又はき損するおそれがある 景観重要樹木 は、 管理が東京都台東区景観条例に  
従って適切に行われていない と認められるため、景観法第26条の規定により下記の措  
置をとることを勧告します。

記

- 1 勧告の対象となる景観重要建造物の名称・景観重要樹木の樹種及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

第21号様式(第26条関係)

景 観 重 要 建 造 物 等 指 定 解 除 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

東京都台東区長 印

第27条第1項  
第27条第2項  
第35条第1項  
第35条第2項  
景観法 の規定により下記の 景観重要建造物 景観重要樹木 の指定を解除したの

で、通知します。

記

- 1 景観重要建造物の名称・景観重要樹木の樹種
- 2 建造物・樹木の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 解除の理由

第22号様式(第27条関係)

景観まちづくり協定認定申請書	
東京都台東区長 殿	年 月 日
住 所 代表者氏名 ( 印 ) 電話番号 ( )	
東京都台東区景観条例第30条第1項の規定により、景観まちづくり協定の認定について、次のとおり関係図書を添えて申請します。	
協定の名称	
協定締結者数	人
協	含まれる地域の表示
定	面 積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>
区	用途地域
域	そ の 他
土地、建築物、屋外広告物、緑等に関する基準の概要	
協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで( 年 月間)
違反のあった場合の措置	
協定の変更又は廃止の手続き	
※受付年月日	※認定年月日
年 月 日	年 月 日
※認定番号	
第 号	

(注)※印のある欄は、記入しないでください。



第23号様式(第28条関係)

景観まちづくり協定認定通知書

様 年 月 日

東京都台東区長 印

年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり協定の認定については、東京都台東区景観条例第30条第2項の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記

1 協定の名称

2 認定番号 第 号

3 認定年月日 年 月 日

第24号様式(第29条関係)

景観まちづくり協定変更届出書		
年 月 日		
東京都台東区長 殿		
住 所 代表者氏名 電 話 番 号 ( ) 印		
景観まちづくり協定を変更したので、東京都台東区景観条例第30条第4項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。		
景 観 ま ち づ く り 協 定	協 定 の 名 称	
	認 定 番 号	第 号
	認 定 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

第25号様式(第29条関係)

景観まちづくり協定変更認定通知書

年 月 日

様

東京都台東区長



年 月 日付けで変更の届出のあった景観まちづくり協定については、東京都台東区景観条例第30条第5項の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記

- 1 景観まちづくり協定の名称
- 2 認定番号 第 号
- 3 認定年月日 年 月 日
- 4 変更認定番号 第 号
- 5 変更認定年月日 年 月 日

第26号様式(第29条、第30条関係)

景観まちづくり協定認定取消通知書

年 月 日

様

東京都台東区長



下記の景観まちづくり協定は、東京都台東区景観条例第30条第6項の規定により認定を取り消したので通知します。

記

1 景観まちづくり協定の名称

2 認定番号 第 号

3 認定年月日 年 月 日

4 取消年月日 年 月 日

5 取消理由

第27号様式(第30条関係)

<p>景観まちづくり協定廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東京都台東区長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 代表者氏名 電 話 番 号 ( ) 印</p> <p>景観まちづくり協定を廃止したので、東京都台東区景観条例第30条第4項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届出ます。</p>		
景観まちづくり協定	協 定 の 名 称	
	認 定 番 号	第 号
	認 定 年 月 日	年 月 日

第28号様式(第31条関係)

景 観 協 定 認 可 申 請 書

年 月 日

東京都台東区長 殿

住 所  
申請者  
氏 名 印  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第81条第4項の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 景観協定の名称
- 2 景観協定の締結者数
- 3 景観協定区域に含まれる区域の地名・地番及び面積
- 4 景観協定の有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日

〔注意〕

法第81条第2項及び東京都台東区景観条例施行規則第31条第1項各号に掲げる事項を記載した書面、景観協定区域を表示する図面、申請者が代表者であることを証する書類、景観協定を締結した者の氏名及び住所並びに景観協定に関する合意を示す書類並びに印鑑登録証明書及び登記事項証明書等を添付してください。

第29号様式(第32条関係)

景 観 協 定 認 可 通 知 書

第 年 月 日 号

様

東京都台東区長

印

年 月 日付けで認可の申請のあった景観協定は、景観法第83条第1項の規定により、下記のとおり認可したので通知します。

記

1 景観協定の名称

2 認可番号 第 号

3 認可年月日 年 月 日

4 景観協定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日

第30号様式(第33条関係)

景 観 協 定 変 更 認 可 申 請 書

年 月 日

東京都台東区長 殿

住 所  
申請者  
氏 名 印  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第84条第1項の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 景観協定の名称
- 2 認可番号 第 号
- 3 認可年月日 年 月 日
- 4 変更事項  
(変更前)  
  
(変更後)
- 5 変更の理由



第31号様式(第33条関係)

景 観 協 定 変 更 認 可 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

東京都台東区長 印

年 月 日付で変更認可の申請のあった景観協定は、景観法第84条第2項において準用する同法第83条第1項の規定により、下記のとおり認可したので通知します。

記

- 1 景観協定の名称
- 2 認可番号 第 号
- 3 認可年月日 年 月 日
- 4 変更認可番号 第 号
- 5 変更認可年月日 年 月 日

第32号様式(第33条関係)

(表)

景 観 協 定 変 更 不 認 可 通 知 書			
		第	号
		年	月 日
様			
東京都台東区長			印
<p>年 月 日付けで変更認可の申請のあった景観協定は、景観法第84条第2項において準用する同法第83条第1項の規定により、下記のとおり不認可としたので通知します。</p>			
記			
1	景観協定の名称		
2	認可番号	第	号
3	認可年月日	年	月 日
4	変更不認可年月日	年	月 日
5	認可しない理由		
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。			

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第33号様式(第34条関係)

景 観 協 定 廃 止 認 可 申 請 書

年 月 日

東京都台東区長 殿

住所  
申請者  
氏名 印  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第88条第1項の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 景観協定の名称
- 2 認可番号 第 号
- 3 認可年月日 年 月 日
- 4 景観協定廃止合意者の人数及び割合
- 5 廃止の理由

第34号様式(第34条関係)

景 観 協 定 廃 止 認 可 通 知 書

第 年 月 日 号

様

東京都台東区長 印

年 月 日付けで廃止認可の申請のあった景観協定は、景観法第88条第1項の規定により、下記のとおり認可したので通知します。

記

- 1 景観協定の名称
- 2 認可番号 第 号
- 3 認可年月日 年 月 日
- 4 廃止認可番号 第 号
- 5 廃止認可年月日 年 月 日

第35号様式(第34条関係)

(表)

景 観 協 定 廃 止 不 認 可 通 知 書			
		第	号
		年	月 日
様			
	東京都台東区長		印
年 月 日付で廃止認可の申請のあった景観協定は、景観法第88条第1項の規定により、下記のとおり不認可としたので通知します。			
記			
1	景観協定の名称		
2	認可番号	第	号
3	認可年月日	年	月 日
4	廃止不認可年月日	年	月 日
5	認可しない理由		
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。			

(裏)

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第36号様式(第35条関係)

景観形成団体認定申請書  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">東京都台東区長 殿</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                     住 所                      代表者氏名                      電 話 番 号 (      )                 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px; margin-top: 5px;">印</div> <p style="font-size: small; margin-top: 20px;">東京都台東区景観条例第32条第1項の規定により、景観形成団体の認定について次のとおり関係図書を添えて申請します。</p>		
景観形成団体の名称		
活動区域に含まれる区域の名称		
団体の事務所の所在地		
主たる活動の内容		
団体の構成員の数	人	
※受付年月日 年 月 日	※認定年月日 年 月 日	※認定番号 第 号

(注)※印のある欄は、記入しないでください。



第37号様式(第36条関係)

景観形成団体認定通知書

年 月 日

様

東京都台東区長



年 月 日付で申請のあった景観形成団体の認定については、東京都台東区景観条例第32条第2項の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記

1 景観形成団体の名称

2 認定番号 第 号

3 認定年月日 年 月 日

第38号様式(第37条関係)

景観形成団体認定事項変更届出書		
年 月 日		
東京都台東区長 殿		
住 所 代表者氏名 電話番号 ( ) 印		
景観形成団体の認定事項を変更したので、東京都台東区景観条例第32条第4項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。		
景 観 形 成 団 体	名 称	
	認 定 番 号	第 号
	認 定 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

第39号様式(第37条関係)

景観形成団体変更認定通知書

年 月 日

様

東京都台東区長



年 月 日付で届出のあった景観形成団体の認定事項の変更については、東京都台東区景観条例第32条第5項の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記

1 景観形成団体の名称

2 認定番号 第 号

3 認定年月日 年 月 日

4 変更認定番号 第 号

5 変更認定年月日 年 月 日

景観形成団体認定取消通知書

年 月 日

様

東京都台東区長



下記の景観まちづくり協定は、東京都台東区景観条例第33条第1項の規定により認定を取り消したので通知します。

記

1 景観形成団体の名称

2 認定番号 第 号

3 認定年月日 年 月 日

4 取消年月日 年 月 日

5 取消理由

第41号様式(第38条関係)

景観形成団体解散届出書		
年 月 日		
東京都台東区長 殿		
住 所 代表者氏名 ( ) 印 電 話 番 号 ( )		
景観形成団体を解散したので、東京都台東区景観条例第32条第4項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。		
景 観 形 成 団 体	名 称	
	認 定 番 号	第 号
	認 定 年 月 日	年 月 日

第1号様式（第5条関係）  
第2号様式（第7条関係）  
第3号様式（第8条関係）  
第3号の2様式（第8条関係）  
第4号様式（第9条関係）  
第4号の2様式（第9条関係）  
第5号様式（第10条関係）  
第6号様式（第11条関係）  
第7号様式（第11条関係）  
第8号様式（第12条関係）  
第9号様式（第15条関係）  
第10号様式（第16条関係）  
第11号様式（第17条関係）  
第12号様式（第18条関係）  
第13号様式（第20条関係）  
第14号様式（第20条関係）  
第15号様式（第21条関係）  
第16号様式（第23条関係）  
第17号様式（第24条関係）  
第18号様式（第24条関係）  
第19号様式（第25条関係）  
第20号様式（第25条関係）  
第21号様式（第26条関係）  
第22号様式（第27条関係）  
第23号様式（第28条関係）  
第24号様式（第29条関係）  
第25号様式（第29条関係）  
第26号様式（第29条、第30条関係）  
第27号様式（第30条関係）  
第28号様式（第31条関係）  
第29号様式（第32条関係）

- 第30号様式 (第33条関係)
- 第31号様式 (第33条関係)
- 第32号様式 (第33条関係)
- 第33号様式 (第34条関係)
- 第34号様式 (第34条関係)
- 第35号様式 (第34条関係)
- 第36号様式 (第35条関係)
- 第37号様式 (第36条関係)
- 第38号様式 (第37条関係)
- 第39号様式 (第37条関係)
- 第40号様式 (第37条、第38条関係)
- 第41号様式 (第38条関係)